確認申請等の手数料一覧(令和7年7月1日~)

(1)確認申請等手数料(確認申請又は計画通知を行う者が島根県の場合を除く。)

	ウェキックシ (*)	確認申請及び	中間検査及び	完了検査及び記	十画通知手数料
	床面積の合計(A)	計画通知手数料 計画通知手数料 中間検査あり 中間検	計画通知手数料	中間検査なし	
	A≦30 m²	8,600 円	12,900 円	13,000 円	14,000 円
	30 m² <a≦100 m²<="" td=""><td>15,600 円</td><td>19,600 円</td><td>20,000 円</td><td>21,000 円</td></a≦100>	15,600 円	19,600 円	20,000 円	21,000 円
	100 m² <a≦200 m²<="" td=""><td>24,700 円</td><td>29,700 円</td><td>30,000 円</td><td>32,000 円</td></a≦200>	24,700 円	29,700 円	30,000 円	32,000 円
	200 m² <a≦300 m²<="" td=""><td>26,900 円</td><td>38,500 円</td><td>40,000 円</td><td>41,000 円</td></a≦300>	26,900 円	38,500 円	40,000 円	41,000 円
建	300 m² <a≦500 m²<="" td=""><td>35,500 円</td><td>39,800 円</td><td>43,000 円</td><td>44,000 円</td></a≦500>	35,500 円	39,800 円	43,000 円	44,000 円
築物	500 m² <a≦1,000 m²<="" td=""><td>63,700 円</td><td>46,600 円</td><td>53,000 円</td><td>55,000 円</td></a≦1,000>	63,700 円	46,600 円	53,000 円	55,000 円
193	1,000 m² <a≦2,000 m²<="" td=""><td>107,000 円</td><td>47,600 円</td><td>61,000 円</td><td>64,000 円</td></a≦2,000>	107,000 円	47,600 円	61,000 円	64,000 円
	2,000 m² <a≦10,000 m²<="" td=""><td>192,000 円</td><td>100,000 円</td><td>110,000 円</td><td>120,000 円</td></a≦10,000>	192,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円
	10,000 m² <a≦50,000 m²<="" td=""><td>321,000 円</td><td>160,000 円</td><td>180,000 円</td><td>190,000 円</td></a≦50,000>	321,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円
	50,000 m² <a< td=""><td>567,000 円</td><td>331,000 円</td><td>370,000 円</td><td>381,000 円</td></a<>	567,000 円	331,000 円	370,000 円	381,000 円
Ę	早降機設備(1基につき)	23,400 円	_		37,000 円
	(計画変更)	(14,300 円)			37,000 1
	建築設備(1につき)	23,400 円	_		37,000 円
	(計画変更)	(14,300 円)			37,000
	工作物(1につき)	17,700 円			30,000 円
	(計画変更)	(11,100 円)			30,000 🗂

備考

- 1 確認申請の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画 の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床 面積)
 - ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 (エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様 替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 完了検査の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(2)省エネ基準への適合に係る審査加算手数料(令和7年4月1日~)

ウェ 徒の 反ハ (A)	用途		
床面積の区分(A)	一戸建て住宅	共同住宅等*	
A < 200 m²	13,000 円		
200 m ^² ≦A	14,000 円		
A<300 m²		23,000 円	
300 m²≦A<2,000 m²		36,000 円	
2,000 m²≤A<5,000 m²		57,000 円	
5,000≦A		72,000 円	

[※]共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないもの又は住宅部分のみの増築若しくは改築をする複合建築物

(3)省エネ基準への適合に係る検査加算手数料(令和7年4月1日~)

複合建築物の場合は、住宅用途及び非住宅用途に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額とする。

【住宅用途】

中西種の区公(A)	用途		
床面積の区分(A)	一戸建て住宅	住宅部分を有する場合	
A<300 m ²	5,000円	10,000 円	
300 m²≦A<2,000 m²		20,000 円	
2,000 m²≦A<5,000 m²		44,000 円	
5,000≦A		77,000 円	

【非住宅用途】

	用途		
床面積の区分(A)	非住宅部分(工場等を除く) を有する場合	工場等	
A<300 m²	10,000 円		
300 m²≦A<1,000 m²	16,000 円		
1,000 m ² ≤A<2,000 m ²	26,000 円		
2,000 m ² ≤A<5,000 m ²	78,000 円	手数料無し	
5,000 m ² ≤A<10,000 m ²	124,000 円		
10,000 m ² ≤A<25,000 m ²	153,000 円		
25,000≦A	192,000 円		

(4)構造計算適合性判定手数料

床面積の合計(A)	大臣認定プログラムによる場合	大臣認定プログラムによらない場合
A≦1,000 m²	161,000 円	213,000 円
1,000 m ² ≤A<2,000 m ²	196,000 円	282,000 円
2,000 m ² ≤A<10,000 m ²	214,000 円	323,000 円
10,000 m ² ≤A<50,000 m ²	265,000 円	425,000 円
50,000 m² <a< td=""><td>436,000 円</td><td>772,000 円</td></a<>	436,000 円	772,000 円

(5)許可申請手数料

申請の種類	法令条項	建築審査 会の同意	手数料
接道許可	法第 43 条第 2 項第 2 号	要	33,700 円
道路内の建築許可	法第 44 条第 1 項第 2 号	要	33,700 円
道路内の建築許可	法第 44 条第 1 項第 4 号	要	161,000 円
壁面線外における建築許可	法第 47 条ただし書き	要	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第 48 条ただし書き	要	182,000 円
特例許可を受けた建築物等の 増築等の特例許可	法第 48 条第 16 項第 1 号	不要	107,000 円
騒音等の対策を講じた建築物 等の建築等の特例許可	法第 48 条第 16 項第 2 号	不要	135,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第 51 条ただし書き	要(都計審)	161,000 円
容積率の特例許可	法第 52 条第 10 項、第 11 項 又は第 14 項	要	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第53条第4項又は第5項	要	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第 53 条第 6 項第 3 号	要	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号 又は第4号	要	161,000 円
高さに関する許可	法第 55 条第 3 項又は第 4 項各号	要	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き	要	161,000 円
特例容積率適用地区における 高さの最高限度の特例許可	法第 57 条の 4 第 1 項ただし書き	要	161,000 F
高度地区における建築物の高さ の最高限度の特例許可	法第 58 条第 2 項	要	161,000 F
高度利用地区における容積率、 建蔽率、建築面積の特例許可	法第 59 条第 1 項第 3 号	要	161,000 F
高度利用地区における高さの 許可	法第 59 条第 4 項	要	161,000 P
広い空地を有する建築物の 容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	要	161,000 P
景観地区における高さの特例 許可	法第 68 条第 1 項第 2 号	要	161,000 F
景観地区における壁面線の位置 の特例許可	法第 68 条第 2 項第 2 号	要	161,000 P
景観地区における敷地面積の 特例許可	法第 68 条第 3 項第 2 号	要	161,000 P
再開発等促進区等内の高さの許可	法第 68 条の 3 第 4 項	要	161,000 P
地区計画又は沿道地区計画内の高さに関する適用除外許可	法第68条の5の3第2項	要	161,000 F
予定道路に係る容積率の特例許可	法第 68 条の 7 第 5 項	要	161,000 P
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 6 項	不要	120,000 P
仮設建築物の建築許可	法第 85 条第 7 項	要	161,000 P
一団地の高さ及び容積率の特例 許可	法第 86 条第 3 項	要	1 申請建築物が2以下の場合 221,000 F 2 申請建築物が3以上の場合は 221,000+28,000*(n-2) n:2を超える申請建築物数
総合的設計による建築物の容積 率又は高さの特例許可	法第 86 条第 4 項	要	1 申請建築物が1以下の場合 221,000 F 2 申請建築物が2以上の場合は 221,000+28,000*(n-1) n:1を超える申請建築物数 ※申請建築物に既存建築物は含めない
一敷地内認定建築物以外の建築 物に関する適用除外許可	法第 86 条の 2 第 2 項	要	1 申請建築物が1以下の場合 221,000 F 2 申請建築物が2以上の場合は 221,000+28,000*(n-1) n:1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る

一敷地内許可建築物以外の建築 物の建築許可	法第 86 条の 2 第 3 項	要	1 申請建築物が1以下の場合 221,000 円 2 申請建築物が2以上の場合は 221,000+28,000*(n-1) n:1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
興行場等の使用許可	法第87条の3第6項	不要	120,000 円
特別興行場等の使用許可	法第87条の3第7項	要	161,000 円

(6)認定申請手数料

申請の種類	法令条項	手数料
灰使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000 F
接道認定	法第 43 条第 2 項第 1 号	27,300 F
道路内の建築認定	法第 44 条第 1 項第 3 号	27,300 F
容積率に関する特例認定	法第 52 条第 6 項第 3 号	27,300 F
高さに関する特例認定	法第 55 条第 2 項	27,300 F
高架の工作物内における高さ 制限の適用除外認定	法第 57 条第 1 項	27,300 F
景観地区における高さ制限の 適用除外認定	法第 68 条第 5 項	27,300 F
再開発等促進区等内における 容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300 F
開発整備促進区内の用途地域等 における建築等の適用除外認定	法第 68 条の 3 第 7 項、法第 87 条第 2 項又は 法第 88 条第 2 項	27,300
地区計画等の区域内における 容積率の適用除外認定	法第 68 条の 4	27,300
防災街区整備地区計画の区域内 における容積率の特例認定	法第 68 条の 5 の 2	27,300
地区計画等の区域内における 容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300
地区計画等の区域内における 建厳率の特例認定	法第 68 条の 5 の 6	27,300
一団地の特例認定	法第 86 条第 1 項	1 申請建築物が2以下の場合 78,300 2 申請建築物が3以上の場合は 78,300+28,000*(n-2) n:2を超える申請建築物
総合的設計による特例認定	法第 86 条第 2 項	1 申請建築物が1以下の場合 78,300 2 申請建築物が2以上の場合は 78,300+28,000*(n-1) n:1を超える申請建築物: ※申請建築物に既存建築物は含めない
一敷地内認定建築物以外の建築 物の建築認定	法第 86 条の 2 第 1 項	1 申請建築物が1以下の場合 78,300 2 申請建築物が2以上の場合は 78,300+28,000*(n-1) n:1を超える申請建築物 ※新築又は増築等に係るものに限る
一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,480+12,000*n n: 既存建築物:
一団地の住宅施設における容積 率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300
全体計画認定を受けた工事の 変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の2第2項	27,300
大規模の修繕又は大規模の 模様替に係る接道義務の 適用除外認定	政令第 137 条の 12 第6項	27,300
大規模の修繕又は大規模の 模様替に係る道路内の建築制限 の適用除外認定	政令第 137 条の 12 第7項	27,300